

令和6年度「政策法務講座」実施要領

1 目的

分権改革がもたらした法環境の変化を踏まえて、自治体は、地域特性を反映した法運用をすることが求められている。

このため、地域政策を実現する手段としての法制度の活用や条例を制定する解釈論、条例設計の手法を、事例を通じて学び、政策形成能力、法務能力の向上を図る。

2 対象者 希望する県及び市町等職員

3 定員 48名（県38名、市町等10名）

4 期間(2日間) 令和6年8月5日(月)～8月6日(火)

【初日受付 9:00～9:20】【開講式 9:30～】【最終日終了予定 16:30頃】

5 課目・時間数・講師

課 目	時間数	予定講師等
憲法のもとでの行政の意義と役割	1	上智大学法学部 教授 北村 喜宣
行政手続法制の重要性	2	
分権改革のマエとアトでの法環境	2	
自治体の「政策法務」という戦略	1	
法定自治事務と法律実施条例	3	
独立条例による自治体課題への対応	2	
第1次一括法・第2次一括法による枠付け緩和方策の意味	1	
合計	12	

6 実施場所

愛媛県研修所(松山市東野4丁目乙225 TEL:089-977-2122 FAX:089-977-2180)

7 旅費

・平成30年4月1日付け30人事第3号「旅費制度の運用指針の制定について」により支給すること。

〔 研修所に宿泊する場合は、旅費システムの旅行命令簿に記載する事項欄に「研修所へ宿泊・朝夕の食事提供なし」と表記し、食卓料2,200円を請求すること。 〕

・市町等職員の旅費は、所属市町等の規定に基づき支給すること。

8 経費

・食費 1,160円(昼食580円×2日) ※宿泊時、朝食及び夕食は原則提供できません。

9 その他

・入所に当たり「施設案内」「オリエンテーション資料」(研修所HP参照)により準備をすること。

・自家用車を乗り入れる場合は、研修所正面玄関より奥側に駐車すること。

10 日程表

月日 (曜)	9:00 8:30	9:30 9:10	10:10	11:10	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:50
8月 5日 (月)	受付 (9:00 ～ 9:20)	開講式 オリエン テー ション	憲法のもと での行政の 意義と役割	行政手続法 制の重要性	昼食 ・ 休憩	行政手続法 制の重要性	分権改革のマエとアト での法環境		自治体の 「政策法務」 という戦略	
8月 6日 (火)	全員 集会 (9:00 ～ 9:10)	法定自治事務と法律実施条例			昼食 ・ 休憩	独立条例による 自治体課題への対応	第1次一括法・ 第2次一括法 による枠付け緩 和方策の意味	清 掃	修 了 式	

※課目及び時間数は、講師との調整等により若干の変更が生じる場合がある。